

第3回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会(議事要旨)

1 日 時 令和8年8月5日(水) 13時30分～18時05分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室

3 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議 題

- (1) 山口県最低賃金の改正決定について
- (2) その他

5 議事概要

- (1) 労働者側、使用者側双方から提出資料に基づき、法定3要素に関し重視するデータと政府方針への考え方についての説明がなされた。
- (2) 労働者側から連合の2026春闘「有期・短時間・契約等労働者」賃上げ結果である時給75円を賃金引上げ額として提示された。
- (3) 使用者側から「山口市の消費者物価指数(持ち家を除く総合)」1.5%、「決まって支給する給与(事業所規模5人以上)実質賃金前年同月比」3.3%(毎月勤労統計調査(5月))を考慮して、3.5%の37円の引上げ額を提示された。
- (4) その後、個別審議を行い、労働者側からはランク区分総合指標25位にふさわしい改定内容とすべく、64円を提示された。
- (5) 使用者側は、冒頭に提示した金額の変更はせず、労働者側の再提示額も踏まえ今後3要素に基づいて議論したい旨を主張し、金額は次回までに持ち帰り検討するとした。
- (6) 事務局から今後の審議日程について確認を行った。